

貨物概要

ナイロン織物の外面の全面にアルミニウムの粉を塗布した表地から成る男子用のトラックスーツ。

分類

関税率表第 6210.40 号 - 2 (統計番号 6210.40-200) の第 59.07 項の織物類から製造した男子用の衣類

分類理由

本品の生地であるアルミニウムの粉を塗布した織物は、第 59.07 項の物品に該当します。第 62.11 項にはトラックスーツと規定されており、第 62.10 項には第 59.07 項の織物類から製品にした衣類と規定されています。本品のように、どちらの項にも同時に属するとみられる物品については、第 62 類注 5 に「第 62.10 項及びこの類の他の項 (第 62.09 項を除く。) に同時に属するとみられる衣類は、第 62.10 項に属する。」と規定されていることから、上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります (関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属 (分類) となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)